

令和7年度 福岡県特定行為研修推進事業費補助金

福岡県では、看護師の特定行為研修修了者の養成を支援します！

『特定行為に係る看護師の研修制度』で変わること

見える

医師・歯科医師があらかじめ作成した「手順書」に基づいて**看護師が行える「特定行為」**が明確に！（21区分・38行為）

身につく

特定行為研修により、今後の医療を支える高度かつ専門的な知識と技能を身につけた看護師が育成される！

見極める

特定行為を修了した看護師が患者さんの状態を見極めることで、**タイムリーな対応が可能**！

特定行為の実施の流れ ▶ 受講前・後でこのように変わります（脱水を繰り返すAさんの例）

特定行為の実施（研修受講前）

医師

Aさんを診察後、脱水症状があれば連絡するよう看護師に指示。

看護師

Aさんを観察し、脱水の可能性を疑う。

看護師

医師にAさんの状態を報告。

医師

医師から看護師に点滴を実施するよう指示。

看護師

点滴を実施。

看護師

医師に結果を報告。

特定行為の実施（研修受講後）

医師

Aさんを診察後、手順書により脱水症状があれば点滴を実施するよう看護師に指示。

看護師

Aさんを観察し、脱水の可能性を疑う。

手順書に示された

病状の範囲内

手順書によりタイムリーに

点滴を実施

医師に結果を報告

病状の範囲外 ▶ 医師に報告

補助の概要

- 補助対象者 勤務する職員の特定行為研修の受講費用を負担する県内施設（病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、介護医療院、訪問看護ステーション）
- 対象経費 研修の入学料、受講料
- 補助基準額 受講者1人当たり、700千円
- 補助額 基準額と実支出額を比較して、低い額に1／2を乗じた額

【留意事項】

- ・指定研修機関に所属する職員が受講した場合も、補助対象になります。
- ・**交通費や宿泊費は補助対象経費に含みません。**
（★県内には、指定研修機関が30施設指定され、受講環境が整っています）
- ・**受講者への貸付（貸付と同様の状態であるもの含む）は補助対象外。**
- ・令和7年度の補助対象は、特定行為研修の終了日が「令和8年3月31日」のもの。
- ・研修期間が2年度にわたる場合、研修終了日の属する年度に申請
（例：令和6年10月から令和7年9月までの研修は、令和7年度に申請）

詳しくはこちら

問合わせ先

福岡県保健医療介護部 医療指導課 医師・看護職員確保対策室
TEL:092-643-3276(直通)
e-mail:kango@pref.fukuoka.lg.jp

